

令和7年度 冬休み利用

あま市

児童クラブのしおり



児童クラブは、保護者の方が就労等の理由により放課後から夕方まで、家庭において保育ができない小学校 1 年生から 6 年生までの児童をお預かりする場です。

集団生活となりますので、家庭とは少し雰囲気は異なりますが、支援員が見守りながら、基本的な生活指導をしつつ、学習時間を設けるほか、屋内外での遊び、読書などを行い、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

目 次

1	閉所日・利用時間	1 ページ
2	登録申請について	1 ページ
3	利用中止について	2 ページ
	〈児童クラブが閉所する場合〉	
4	児童クラブ負担金について	2 ページ
5	宿題・学習について	3 ページ
6	おやつについて	3 ページ
7	病気や怪我などについて	3 ページ
8	持ち物について	4 ページ
9	送迎について	4 ページ
10	欠席などの連絡について	4 ページ
11	個人情報について	5 ページ
12	児童クラブを利用できない場合	5 ページ
13	苦情について	5 ページ
14	その他	5 ページ
	冬休み期間中の名称及び所在地	6 ページ

1 閉所日・利用時間

- 冬休み期間の児童クラブ閉所日は、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）です。
土曜日等、利用人数により合同保育になる児童クラブがあります。
- 冬休み期間の児童クラブの利用可能時間は、午前7時30分から午後7時までです。
※午前7時30分から午前8時まで及び午後6時30分から午後7時までのご利用は延長利用料金がかかる時間となります。

2 登録申請について

- 登録対象児童
次の①と②の条件を2つとも満たしていること。
 - ①あま市に住所があり、市内の小学校に就学している児童
 - ②保護者が就労等の理由により保育ができない児童
 - ・就労している。
 - ・長期の入院または介護をしている。
 - ・出産による入院
(産前産後休業中は入所要件に該当しません。産休に入る場合や退院した場合は辞退届を提出してください。)
 - ・疾病等による療養中

など

※ただし、以上の条件を満たしていても登録申請時に児童クラブ負担金に滞納がある場合は、原則入所できません。

- 登録に必要な書類
 - ①クラブ登録申請書
 - ②父・母の保育ができないことを証明する書類
 - ・就労…就労証明書
 - ・長期の入院または介護及び疾病等
…診断書、又は身体障害者等手帳の写しなど
 - ③同一地番を含む同居祖父母の保育ができないことを証明する書類

※祖父母については証明書類が無い場合でも登録申請はできますが、登録の優先順位が下がります。
- 提出先
担当児童館（P 6 冬休み期間中の名称及び所在地で確認してください。）
- 提出期間
令和7年11月1日（土）～令和7年11月15日（土）
※期限後に提出された方は審査対象外となりクラブによっては入所できない場合がありますので、必ず提出期間をお守りください。

●選考

登録希望人数が定員より多い場合は、保護者の就労形態や家族の協力体制などの家庭の状況により選考します。その結果、優先順位が低い方については登録をお断りする場合があります。

児童クラブ利用の可否は、通知にてお知らせします。

※登録申請時の内容が変更になった場合は証明書の提出や緊急連絡先の報告、クラブ登録申請書変更届が必要になります。

3 利用中止について

※冬休み児童クラブの利用をとりやめる場合は、12月5日（金）までに担当児童館へ連絡し、クラブ登録辞退届を提出して下さい。クラブ登録辞退届の提出が無い場合は児童クラブの利用が無くても負担金が発生します。また、利用期間が始まってから提出された場合も、利用の有無にかかわらず負担金をお支払いいただきます。

〈児童クラブが閉所する場合〉

登所前に暴風（雪）警報等が発表された場合は、児童クラブは閉所し、解除後は2時間を経て開所します。（ただし、午前11時以降に解除された場合は閉所）

例・・・午前10時に解除された場合、正午から開所します。

児童が登所後に、暴風（雪）警報等が発表された場合は閉所となります。速やかに迎えに来てください。

4 児童クラブ負担金について

●利用金額

冬休み利用	5,000 円
-------	---------

●延長料金

7:30～8:00 利用	1 日 100 円
18:30～19:00 利用	

- ① 同一世帯で2人以上同時利用の場合は、2人目以降の負担金を1/2の額とします。
- ② 児童クラブ負担金の減免を受けたい方は「負担金減免申請書」の申請が必要となります。対象者は以下のとおりとなりますのでご確認のうえ、**11月29日（土）**までに提出してください。申請後、内容を審査し、「負担金減免可否決定通知書」により減免の可否を通知します。

【対象者】

1. 生活保護法による保護を受けている世帯
2. ひとり親家庭で、当該年度分の市民税非課税世帯
3. 在宅障がい者世帯で、当該年度分の市民税非課税世帯
4. 風水害、地震等の災害で罹災した世帯

※延長料金の減免措置はありません。

- ③ 納付方法・・・口座振替または窓口納付となります。

冬休み児童クラブ負担金は12月に納付していただきますので、口座振替を利用される方は10月中に「口座振替依頼書」の提出が必要となります。提出

日の翌々月分から利用月の末日（末日が金融機関の休業日となる場合は翌営業日、12月 は 25 日）に振り替えます。それまでは、窓口納付の取り扱いになりますのでご了承ください。

窓口納付の方は、利用月の中旬に納付書を発行しますので、納付期限までに市役所の会計窓口、指定金融機関又はコンビニエンスストア等にて納付してください。

- ④ 負担金の納付が期限までに確認できない場合は、督促状を送付させていただきます。（納付の確認が市役所でできるまで納付日より 1 週間程かかります。）
- ⑤ 7:30～8:00、18:30～19:00 の時間帯に児童クラブを利用されていた場合は、利用の申請がなくても延長負担金の対象となります。

例…交通事情によりお迎えが遅れた場合等

※時間の確認は、児童クラブに置いてある電波時計での確認となります。

※延長利用料金は、利用月の翌月納付となります。

5 宿題・学習について

児童クラブでは学習時間を設けています。基本的に全員が学習時間中は、机に向かいそれぞれの課題に取り組めますが、あくまで時間を設けるだけであり、児童クラブ支援員は見守るだけです。学習の進み具合や答えあわせは、各家庭で確認をお願いします。

6 おやつについて

児童クラブでは、おやつの提供はありません。各自で用意してください。

7 病気や怪我などについて

児童クラブ利用中に児童の発病・怪我、その他事故などが発生した場合は、保護者に連絡させていただきます。必要に応じてお迎えをお願いすることがあります。

また、児童クラブでは、利用中の怪我などに備えて保険に加入しています。医療機関にかかれた場合は所定の手続きにより、保険金が支払われますのでご連絡をお願いします。



8 持ち物について ※持ち物には必ず名前を書いてください。

①児童クラブを利用する場合の持ち物

ア) 1時間程度の勉強ができる用具を持たせてください。

イ) お弁当とお茶を持参してください。

※お弁当は調理やお湯が必要なものは避けてください。

冷蔵庫には入れませんので、傷まないように工夫したものを持たせてください。

② 児童クラブへ持って来てはいけない物

お金、おもちゃ、漫画、シール、ゲーム等学校で禁止されている個人の持ち物、タブレットを含む電子機器等児童クラブで使用を禁止している物

9 送迎について

冬休み等学校休業日における児童クラブの送迎は、保護者の方でお願いします。送迎とも、児童クラブ支援員に必ず声をかけてください。

基本的には児童票の家族構成に記載のある18歳以上のご家族（保護者）の方に児童を引き渡しさせていただきます。

代理の方（18歳以上に限る。）がお迎えの場合は、事前に必ず児童クラブまで連絡してください。お子様の安全確保のため、公的身分証によりお名前を確認させていただき、連絡いただいた方の場合のみ引き渡します。

10 欠席などの連絡について

児童クラブで指定された期日までに利用予定をお知らせください。

欠席やお迎えの時間の変更など、利用予定に変更がある場合は、必ず児童クラブへ連絡をください。

※冬休み児童クラブの利用をとりやめる場合は、12月5日（金）までに担当児童館へ連絡し、クラブ登録辞退届を提出して下さい。クラブ登録辞退届の提出が無い場合は、児童クラブの利用が無くても負担金が発生します。



11 個人情報について

児童クラブでは、個人情報（住所・氏名・電話番号・家族構成などを記載した個票や緊急連絡表など）を、施錠可能なロッカーにて厳重に管理し、外部への持ち出しや口外を禁止することで、情報の漏洩防止に万全を期しております。保護者から提供していただいた個人情報は、お子様をお預かりするにあたり、健康状態や家庭環境について把握し、災害時の緊急連絡やお子様の病気時の連絡のために使用します。

また、児童クラブで生活するために下記のことを部屋に掲示するため、第三者が目にする場合もあります。予めご了承ください。

掲示物

- ・誕生表・ロッカー・下駄箱の名前・利用予定表を一覧にしたもの

第三者

- ・学校関係者や外部機関などがクラブを見学に来ます。
- ・日頃の生活を写真に撮り広報等に掲載する場合があります。

以上、ご了承くださいない場合は、お申し出ください。

12 児童クラブを利用できない場合

- ① 学校が出席停止になった場合（学校休業日も同様）
- ② 感染症については、他の児童への感染を防ぐため、完全に治癒するまで利用を中止していただきます。

※感染症にて学校、学年、学級が閉鎖した場合、その学校、学年、学級の児童は、解除になるまで児童クラブを利用することはできません。（感染症にかかっていなくても利用できません。）

13 苦情について

児童クラブでは利用者からの苦情に適切に対応するために、『苦情申請窓口』を設置し、皆様方の苦情等の解決に努めています。

苦情は、面接・電話・書面などにより各担当児童館又は子ども福祉課が随時受け付けます。

14 その他

児童クラブの秩序を乱すような行為を行った場合は、児童クラブの利用をお断りすることもあります。

保護者の仕事がお休みの日は、できる限りお子さんと一緒にお過ごしください。

ご家庭で気になることがありましたら、いつでもご相談ください。

冬休み期間中の名称及び所在地

児童クラブ名 (学区)	ク ラ ブ 住 所	ク ラ ブ 電 話 番 号	定員数 (名)	担当児童館 (電話番号)
七宝児童クラブ (七宝小学校)	あま市七宝町桂角田 1777 番地 (七宝小学校内)	4 4 2 - 0 1 3 0	3 5	七 宝 児 童 館 (442-2550)
宝 児 童 ク ラ ブ (宝 小 学 校)	あま市七宝町遠島大切戸 1296 番地 (宝小学校内)	4 4 4 - 8 3 0 5	4 0	
伊福児童クラブ (伊福小学校)	あま市七宝町伊福河原 28 番地 (伊福小学校内)	4 4 4 - 8 3 1 6	6 0	
秋竹児童クラブ (秋竹小学校)	あま市七宝町秋竹中道 358 番地 (秋竹小学校内)	4 4 3 - 8 0 0 7	3 5	
美和北部児童クラブ (正則小学校)	あま市二ツ寺三本松 46 番地 (正則小学校内)	4 4 1 - 4 3 5 0	7 0	美 和 児 童 館 (443-5454)
美和東部児童クラブ (美和東小学校)	あま市木田五反田 124 番地 1 (美和児童館 2 階)	4 4 2 - 3 6 5 0	6 5	
美和児童クラブ (美和小学校)	あま市木田丁子の口 6 番地 1 (美和情報ふれあいセンター内)	4 4 6 - 4 4 9 0	7 0	
甚目寺中央児童クラブ (甚目寺東小学校)	あま市西今宿馬洗 46 番地 (総合福祉会館 3 階)	4 4 2 - 8 0 3 6	6 5	甚目寺中央児童館 (甚目寺総合福祉会館) (442-8036)
甚目寺北児童クラブ (甚目寺東小学校)	あま市森二丁目 6 番地 2 (甚目寺北児童館内)	4 4 5 - 1 3 6 7	7 0	甚目寺北児童館 (445-1367)
甚目寺南児童クラブ (甚目寺南小学校)	あま市本郷柿ノ木 92 番地 (甚目寺南児童館内)	4 4 3 - 1 7 5 3	8 0	甚目寺南児童館 (443-1753)
甚目寺南小児童クラブ (甚目寺南小学校)	あま市中萱津西ノ川 40 番地 (甚目寺南小学校内)	4 4 5 - 0 8 8 7	5 0	
甚目寺小児童クラブ (甚目寺小学校)	あま市甚目寺寺西 40 番地 (甚目寺小学校内)	4 4 1 - 0 1 4 5	1 2 5	甚目寺西児童館 (442-0083)
甚目寺西児童クラブ (甚目寺西小学校)	あま市新居屋東高田 58 番地 (甚目寺西児童館内)	4 4 2 - 0 0 8 3	1 0 0	

○問い合わせ先 : 児童クラブの利用・申込について 各担当児童館
児童クラブの負担金について 子ども福祉課